令和6年6月21日 第12610号

0	0	宗	0	0	0	の	0	0	0	0	0		0	0	0			0			, i	हो
"	一般	完 了	公共	"	"	完了	開 発	公共	"	公共	落 札		保安	特 定	特定		部改	岡山			Į.	9
	競 争 入		施設に				許可を	測量の		測量の	者等の		林の解	計 量 器	施設の		正	県中小				Ц
	札の		係る				を受け	終了		実施	決定	公公	除 予	定期	設 置				【 告	目	TÌ.	≢
	実 施		開 発 行				た開発						定	検 査	許可申			企業支援資金			ار ا	į,
			為 に				発行為					告】			請	(県		融	示】	次	1	\ <u>\</u>
			関する				に関									例 規		資制			.	艮
			る工事				する 工									集登載)		度要綱			*	· IX
			の				事											の			3	爸 亍
"	用度		11	"	"		建築指	11	"	監理	デジ		治山	工業:	環 境			経営・		担	Ī	到
	課						指導課			課	タル推		課	技術セ	管理課			経営支援課		当課	ļ	山 県
							H/K				進課			ンタ	H/K			H/K		(室)	7	7
]								
																						目次
																						担
																						当課(室)

◎岡山県告示第二百九十六号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成二十一年岡山県告示第二百四十三号)の一部を次のように改正する。 令和六年六月二十一日

第四条第十一号ハを削る。第二十号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条中「融資の対象者の欄一、二又は七」を「融資の対象者の欄1又は2」に改める。第六条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

																									-
			となる者	7 伴走支援型特別保証の対象	を受けた者	規定する経済産業大臣の認定	条第1項又は第58条第1項に	6 中小企業等経営強化法第56	5 防災対策を実施する者	策定し,又は実施する者	4 事業継続計画 (BCP) を	済危機の影響を受けている者	3 知事が指定する災害又は経	者に限る。)	する市町村長の認定を受けた	することについて同項に規定	又は第6号のいずれかに該当	(同項第1号から第4号まで	下「特定中小企業者」という。)	規定する特定中小企業者(以	2 信用保険法第2条第5項に	規定する特例中小企業者	1 信用保険法第2条第6項に	企業者又は組合	次のいずれかに該当する中小
化計画の実施に	携事業継続力強	強化計画又は連	は,事業継続力	が6である場合	(4) 融資の対象者	金	実施に必要な資	は, 防災対策の	が 5 である場合	(3) 融資の対象者	施に必要な資金	画の策定又は実	は,事業継続計	が4である場合	(2) 融資の対象者	^ °)	取得資金を除	備資金(土地の	運転資金及び設	のために必要な	の維持及び安定	る場合は,経営	のいずれかであ	が1から3まで	(1) 融資の対象者
																						億円とする。	が7である場合は, 1	ただし,融資の対象者	8,000万円
																					为)	る場合は,5年以	の対象者が7であ	内。ただし,融資	10年以内(2年以
																									III -
以内	年0.50%	年間は,	日から3	の実行の	し, 融資	内。ただ	1. 15%以	合は,年	である場	象者が7	融資の対	65%以内	は,年1.	る場合	れかであ	たのいず	\$ 6 % &	象者が3	融資の対	15%以内	は,年1.	ある場合	又は2で	象者が1	融資の対
限る。)	る災害に	地震によ	能登半島	令和6年	甚災害(者又は激	中小企業	て, 特定	か も ひ	象者が7	融資の対	0.70%	合は,年	である場	象者が 6	融資の対	80%	は,年0.	ある場合	又は2で	象者が1	融資の対	ただし、	とおり	付表1の

県知事 伊原木 隆

岡山

太

	_		
		返済資金	
		既往の借入金の	
		事が別に定める	
		事業資金及び知	
		の再建に必要な	
		響を受けた事業	
		に限る。)の影	
		害」という。)	
		地震による災	
		和6年能登半島	
		災害(以下「令	
		半島地震による	
		た 合和 6 年能登	
		基づき指定され	
		法律第150号) に	
		法律(昭和37年	
		援助等に関する	
		めの特別の財政	
		害に対処するた	
		甚災害(激甚災	
		を深へ。) , 籔	
		土地の取得資金	
		金, 設備資金(
В		に必要な運転資	
5のとお		及び安定のため	
合は付表		は,経営の維持	
である婦		が7である場合	
の他の者		(5) 融資の対象者	
20%, ~		を含む。)	
合は年0.		土地の取得資金	別表第九号中
である場		体的に取得する	
受けた者		物又は設備と一	
の影響を		必要な資金(建	

岡山県公報 第12610号 令和6年6月21日

企業者又は組合 条第1項又は第58条第1項に 済危機の影響を受けている者 することについて同項に規定 次のいずれかに該当する中小 (1) 融資の対象者 規定する経済産業大臣の認定 策定し,又は実施する者 する市町村長の認定を受けた 又は第6号のいずれかに該当 下「特定中小企業者」という。) 規定する特定中小企業者(以 規定する特例中小企業者 知事が指定する災害又は経 (同項第1号から第4号まで 事業継続計画(BCP)を 信用保険法第2条第6項に 中小企業等経営強化法第56 防災対策を実施する者 信用保険法第2条第5項に (2) 融資の対象者 (4) 融資の対象者 (3) 融資の対象者 (#) 実施に必要な資 画の策定又は実 が4である場合 のいずれかであ を含む。) 物又は設備と一 必要な資金(建 携事業継続力強 強化計画又は連 は, 事業継続力 が6である場合 は, 防災対策の が5である場合 施に必要な資金 は,事業継続計 取得資金を除 備資金(土地の 運転資金及び設 のために必要な の維持及び安定 る場合は,経営 が1から3まで 体的に取得する 土地の取得資金 化計画の実施に 8,000万円 皿 \vdash 回 \vdash 融資の対 から6ま ある場合 は,年1. れかであ だのいず 象者が3 融資の対 は,年1. 又は2で 15%以内 猫心 80% 0.70% 付表1の 合は,年 は,年0. とおっ 象者が6 ある場合

資金(同号の融資の対象者の欄7に該当する者に限る。)」や証る。 付表五を削る。

> に改め、 同表備考1中「, 第9号に掲げる

である場

融資の対

又は2で 象者が1 融資の対 ただし、

(施行期日)

(経過措置) 1 この告示は、令和六年七月一日から施行する。

2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第九号に掲げる資金(同号の融資の対象者の欄7に該当するものに限る。)であって、令和六年六月三十日ま でに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第二百九十七号

り申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ

岡山県知事

太

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

清水建設株式会社・株式会社竹中土木 米子自動車道三平山トンネル工事特定建設工事共同企業体

取締役社長

工場又は事業場の名称及び所在地

米子自動車道三平山トンネル工事

所在地 岡山県真庭市蒜山上徳山273番5他

(3) 特定施設に関する事項

区								分	新	設
種								類	55 生コンクリー 供するバッチョ	ト製造業の用に ャープラント
能								力	25 m³/h	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	許可後直ちに	
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	着手後直ちに	
使	用	開	始	予	定	年	月	目	完成後直ちに	
	その			1日当 節的変					1サイクル1甲	寺間を4回/日
		おい施設		Σ	ζ.		分		通常	最 大
ら排	ま出さ	れる	污	水	量((m³/	日)		2	4
の通	角常の	染状!	び	р	Н				11	13
当該	污水	並び等の	通	ВС	D ((mg/	L)		5	10
の量		.び最		СС	D ((mg/	L)		5	10
				S	S	(mg/	L)		1, 000	3,000
				油	分((mg/	L)		1	2
				Т-	- N ((mg/	L)		10	15
				Т-	- P	(mg/	L)		1	1. 5
				大朋	易菌群	数(個/	cm³)	<50	<50
				大朋	易菌数	(CF	U/m	L)	<20	<20

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区					,	分		新	設	
工場又は	事 業	場に	おけ	る施	設番	号	2			
種 類	7	支	び	型	Ä :	式	機械処理式			
構					j	告	角形シック	ナー/フィル	タープレス	
主	要		1	•	ì	去	原水槽:2.1 PAC槽:4㎡ 脱水機:6.3		曹:22.4㎡ - 槽:45㎡	
能					;	カ	100 m³/h			
処 理	!	の		方	ì	去	pH処理及び	疑集沈殿方式	Ĵ	
工事着	手	予	定	年	月	日	許可後直ちり	に		
工 事 完	成	予	定	年	月	日	着手後直ちり	に		
使 用 開	始	予	定	年	月	日	完成後直ちり	に		
使用時間間間 びにその使り の概要							連続24時間			
使用時におり当該汚水等の		7	₹.		\wedge		処 理	11 前	処 理	里 後
理施設による理施設による	る処	¥	<u>~</u>		分		通常	最 大	通常	最 大
の汚水等の活状態の通常の	汚染	水	量((m³ /	日)		233	2400	233	2400
及び最大の付 びに当該汚	直並	р	Н				11	11	5.8~8.6	5.8~8.6
の通常の量が		ВО	DD ((mg/	L)		5	10	5	10
取入の里		СС	DD ((mg/	L)		5	10	5	10
		S	S	(mg/	L)		1000	2000	40	50
		油	分((mg/	L)		1	2	1	2
		T -	- N	(mg/	L)		10	15	10	15
		Т-	- P	(mg/	L)		1	1.5	1	1.5
		大朋	易菌群	数 (*	個/cm³)		<50	<50	<50	<50
		大服	易菌数	(CFI	U/mL)		<20	<20	<20	<20

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口	I No. 1	雨水	排水口
区分	新	設	新	設
	通常	最 大	通常	最 大
水 量 (m³/日)	233	2400	0	0
р Н	5.8~8.6	5.8~8.6	I	ı
BOD (mg/L)	5	10	ı	1
COD (mg/L)	5	10	-	-
S S (mg/L)	40	50	-	-
油 分 (mg/L)	1	2	I	I
$T-N \ (mg/L)$	10	15	-	-
T-P (mg/L)	1	1.5	-	-
大腸菌群数(個/cm²)	<50	<50		1
大腸菌数 (CFU/mL)	<20	<20	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年6月21日から同年7月12日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び真庭市役所

↑量は、区と回言に関うるの間山県告示第二百九十八号

期検査を次のとおり実施する。 四年法律第五十 一号)第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定

量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり(計 く。)、分銅及びおもりとする。

P和六年六月二十一

岡山県知事 伊原木

太

定期検査を行う区域、場所及び期日

和 区 気 町 IJ 和気町役場佐伯庁舎 和気町役場 所 令和六年 IJ IJ IJ IJ IJ 五.日 二月 IJ 日 ー 三 : 三 () 〜 0:=:0 ○: 三 ○ > 五:

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第二百九十九号

令和六年六月二十一日から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

原 隆

太

水源の涵養保安林として指定された目的 久米郡久米南町下籾字正田向二二六の解除予定保安林の所在場所 一二(次の図に示す部分に限る。)

 \equiv

道路用地とするため

(「次の図」は省略し、 その 図面を岡山県庁及び久米南町役場に備え置いて縦覧に

年政令第三百七十二号)に基づき、 〔三一八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し

令和六年六月二十一日

木

太

岡山県文書管理システム導入業務

岡山県総務部デジタル推進課 契約に関する事務を担当する課等 \mathcal{O} 名称及

岡山県岡山市北区内

三 落札者を決定した日

令和六年六月七日

株式会社ファインデックス落札者の氏名及び住所

兀

東京都千代田区大手町一丁目七番二号

Ŧī.

落札金額 =

九〇〇、

〇〇〇円

(うち消費税額及び地方消費税の額一一、

九〇〇、〇〇

〇円)

契約の相手方を決定した手続

六

総合評価一般競争入札

七

令和六年六月二十一日おり公共測量を実施する旨の通知があった。第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所長から次のと〔三一九〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

岡山県知事

木

太

浅笠口岡	測
市市大	量
島島町中	区
地及内び	域
公共	測
測量	旦
(基	量
準点測	Ø
侧 量)	呑
	種
	類
年 令 八 和	測
月三十	Ħ
	量
7十一日 まで 	期
から	目目
同	間

知があった。第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔三二〇〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年六月二十一日

木 太

総社	測
市棋	量
台地	区
内	域
公共	測
測量	量
用	垂
地 測 量	Ø
<u></u>	種
	類
七令和	測
三六年一六	量
月ま	
で日か	期
ら同年	間
午	, ,

あった。 第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知が〔三二一〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年六月二十一日

岡山県知事

木

太

真津庭山	測
市市上中	量
河北	区
地内び	域
公共	測
測量	量
航空レー	Ø
- ザ 測 量	種
	類
令和	終
六 年 五	了
月一	年
十四日	月
Н	日

令和六年六月二十一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔三二二〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 伊 原 木

太

一〇八五番一

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇八五番一、開発区域又は工区に含まれる地域の名称 一〇八五番一〇、

許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二四〇六番地一レガー

三 許可年月日及び許可番号外山 美香

令和六年五月二十四日岡山県指令建指第七八号

令和六年六月二十一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔三二三〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原 木

太

許可か受力に至う…下・ボー都窪郡早島町前潟字拾壱ノ割七○五番四、七○r開発区域又は工区に含まれる地域の名称開発区域又は工区に含まれる地域の名称の山県知事 七〇五番五

許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一〇八〇番地七コフレ

三

令和六年三月二十六日岡山県指令建指第四四五号許可年月日及び許可番号

令和六年六月二十一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔三二四〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

伊 原

太

許可を受けた者のも丘でで、こ総社市総社字金井戸一六四六番一五、一六四六番開発区域又は工区に含まれる地域の名称開発区域又は工区に含まれる地域の名称の山県知事

一六四六番一六、 六四七番五

総社市総社一六四七番地五 許可を受けた者の住所及び氏名

宮森

三

令和六年四月十一日岡山県指令建指第一四号許可年月日及び許可番号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。〔三二五〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊 原 木

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇八五番一、 ○八五番一○、 一〇八五番一

公共施設の種類

三

閲覧に供する。 開発登録簿記載のとおり位置及び区域 (開発登録簿は、 岡山県土木部都市局建築指導課において

都窪郡早島町早島二四〇六番地

兀

許可を受けた者の住所及び氏名

ガ

口

美香

五.

令和六年五月二十四日岡山県指令建指第七八号 許可年月日及び許可番号

札を実施する。 [三二六] 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり一 般競争入

令和六年六月二十一日

岡山県知事 太

小形除雪車(1.5m級-1.8m幅)

2)

購入物品の特質等

入札説明書及び小形除雪車(1.5m級-1.8m幅)仕様書(以下「入札説明書等」 77

納入期限

令和7年3月25日

入札説明書によ

岡山県公報 第12610号

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するこ 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 を切り捨てるものとする。) 当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額 お、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相 自動車リサイクル料金及び自動車保管場所証明手数料は諸経費に含めないこと。な 費を含めた額とする。ただし、自動車損害賠償責任保険の保険料、自動車重量税、 用、調達物品の輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、下取物品の引取り及び処分に要する をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地

 \aleph 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 であるものであること。 の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以 契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第27号 下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がA 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当しない

令和6年6月21日

- 契約に係る一般競争入札 (条件付)参加資格者の資格審査要領 (平成19年岡山県告 示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。 この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の
- 理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置 この公告の日から落札者が決定する日までの間において、 岡山県物品の売買、修
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされてい る者又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなさ 者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- ω 競争入札参加資格の申請手続

告示に基づき申請手続を行うこ の一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、

- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
- 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁地下1階)
- (2) 申請書の提出期限
- 令和6年7月16日(火) 正4
- . 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
- 電話 (086) 226-7539

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 令和6年6月21日(金)から同年7月23日(火)まで(岡山県の休日を定める

イ 交付方法

岡山県公報 第12610号

(1)の場所にて交付する。

ムであるので、注意すること。 交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラ 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、 また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、

(3) 入札書の提出方法

う。) によるものとする。 入札書の提出は、持参又は郵便若し くは信書便による送付(以下「郵送等」 77

- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- 五 五 五

令和6年8月2日(金) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあっては、 令和6年8 圧 (木) 17時を受領期

イ 揚門

令和6年6月21日

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあっては、 (1)の場所に提出するものとする

ウ その1

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

- 5 入札者に要求される事項
- 等によるものを含む。) しなければならない。 で指定する添付書類を令和6年7月23日(火)17時までに、4(1)の場所に提出(郵送 この一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争入札参加申出書及び入札説明書
- 場合には、 また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた それに応じなければならない。
- 3 その食

岡山県公報 第12610号

 \Box 日本語及び日本国通貨 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

(2)

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定に 9~

(3)

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

4

係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、 入札者に求められる

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で

3 その街

入札説明書による。

Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

1 unit Small Rotary Snowplow (1.5meter class Max Snow clearing width 1.8meter)

(2)

By 25 March (Tuesday)

 \Im

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:10 P.M. 2 August (Friday),

5 Contact point for the notice

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Uchisange, Kita-ku, Okayama—shi, 0kayama—ken, 700 - 8570

令和6年6月21日

[三二七] 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 次のとおり一般競争入

令和六年六月二十一日

凹上外事 伊原木 隆 七

1 調達内容

- 購入物品名及び数量
- (5) 購入物品の特質等

入札説明書及びEVバス仕様書(以下「入札説明書等」 という。) による

(3) 納入期限

令和7年3月 24 日(月 公1*日*デ

(4)

(5) 入札方法

入札説明書による。

(a) /\fL/J tz

岡山県公報 第12610号

書に記載すること。 業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札 格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事 未満の端数があるときは、 された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円 証明手数料は諸経費に含めないこと。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載 賠償責任保険の保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料金及び自動車保管場所 記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。ただし、自動車損害 調達物品の本体価格のほか、調達物品の輸送費及び入札説明書等に その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がA 品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。 る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第27号(物 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用され
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当 ない者であるこ

令和6年6月21日

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の 示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。 般競争入札 (条件付)参加資格者の資格審査要領 (平成 19年岡山県告
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修 理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置 を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされて いる者又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てが なされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除
- 3 競争入札参加資格の申請手続

告示に基づき申請手続を行うこ の一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、

- 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
- 岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階) 岡山市北区内山下二丁目4番6号

2 申請書の提出期限

- 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

(086) 226 - 7539

- (2)入札説明書等の交付期間及び交付方法
- 交付期間

る条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 令和6年6月21日(金)から同年7月19日 (金)まで(岡山県の休日を定め

交付方法

岡山県公報 第12610号

(1)の場所にて交付する。

交付する入札説明書等は、縦 297 ミリ 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、 グラムであるので、注意すること。 また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、 トル、横 210 ミリメートル、重さ 110

入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若し くは信書便による送付(以下「郵送等」 77

う。)によるものとする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年7月31日(水)

期限とする。 ただし、郵送等による場合にあっては、 令和6年 ~ 圧 30 Ш \mathcal{L}

令和6年6月21日

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあっては、 (1)の場所に提出するものとする

ウ みの街

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出

- Ω 入札者に要求される事項
- 送等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和6年7月19日(金)17時までに、4(1)の場所に提出 この一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争入札参加申出書及び入札説明書

場合には、 入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた それに応じなければならない。

岡山県公報 第12610号

- - (5) 契約書作成の要否 に係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、

(3)

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定に

入札の無効

岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による

 \Box

入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

2

日本語及び日本国通貨

- \bigcirc (6) 落札者の決定方法 で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内
- 詳細は、入札説明書による。
- (2)(1) Name and quantity of the products to be purchased Delivery date : Electric bus 1 unit

By 24 March (Monday), 2025

- (4) (3)(5)Contact point for the notice : Time limit for tender : Delivery place : Specified in the bid explanation form 1:10 P.M. 31 July (Wednesday), 2024
- Okayama Prefectural Government Office, 0kayama— Treasury Bureau, -shi, 0kayama— Office Supplies ·ken,

令和6年6月21日

-980